

# 令和3年度

## 9月補正(追加)予算説明資料

(一般会計)

商工観光部

[新型コロナ対策]営業時間短縮要請協力金交付事業・・・・・・・・・・ 1 頁

[新型コロナ対策]中小企業等緊急支援事業・・・・・・・・・・ 1



# 日向市

3 年度 9月補正(追加)予算

(01一般会計)

(単位:千円)

所管部局		21 商工観光部		所管課		01 商工港湾課		0001 中小企業振興係							
款	07 商工費	項	01 商工費	目	02 商工業振興費										
事業	大事業	20 商工業の振興													
	中事業	01 活力ある商業の振興													
	小事業	32 [新型コロナ対策]営業時間短縮要請協力金交付事業													
細節コード	細節等名称		金額	細節コード	細節等名称		金額								
1101	通信運搬費		100												
1890030	営業時間短縮要請協力金		565,500												
補正前の額 ①				補正額 ②		補正後の額(①+②)									
521,300				565,600		1,086,900									
補正額の 財源内訳	国庫支出金		0	県支出金		509,050	市債		0	その他		0	一般財源		56,550
	主な財源		感染症対策休業要請等協力金事業補助金												
補正の理由・目的	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、宮崎県知事が行った市内飲食店等に対する営業時間短縮要請の期間延長に伴う協力金の追加補正を行う。</p>														
	補正内容	<p>○営業時間短縮要請協力金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる営業時間短縮要請の延長期間 9月1日(水)～9月30日(木)(計30日間)</li> <li>営業時間：午前5時から午後8時まで(酒類提供は午前11時から午後7時まで)但し、まん延防止等重点措置の適用期間中は酒類提供は終日自粛</li> <li>協力金の額 1飲食店等1日あたり、売上規模に応じ2.5万～20万円 但し、まん延防止等重点措置の適用期間中は3万～20万円 ※支給単価は、飲食店経営者が、国の交付金スキームに基づく売上高方式または売上高減少額方式のどちらかを選択し決定</li> </ul> <p>(参考)本市における営業時間短縮要請期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県独自の緊急事態宣言 8月14日(土)～8月26日(木)</li> <li>まん延防止等重点措置 8月27日(金)～9月12日(日)</li> <li>県独自の緊急事態宣言 9月13日(月)～9月30日(木)予定</li> </ul>													

3 年度 9月補正(追加)予算

(01一般会計)

(単位:千円)

所管部局		21 商工観光部		所管課		01 商工港湾課		0001 中小企業振興係							
款	07 商工費	項	01 商工費	目	02 商工業振興費										
事業	大事業	20 商工業の振興													
	中事業	01 活力ある商業の振興													
	小事業	33 [新型コロナ対策]中小企業等緊急支援事業													
細節コード	細節等名称		金額	細節コード	細節等名称		金額								
1101	通信運搬費		100												
1890031	中小企業等緊急支援給付金		45,000												
補正前の額 ①				補正額 ②		補正後の額(①+②)									
90,200				45,100		135,300									
補正額の 財源内訳	国庫支出金		36,000	県支出金		0	市債		0	その他		0	一般財源		9,100
	主な財源		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金												
補正の理由・目的	<p>国のまん延防止等重点措置の適用や県独自の緊急事態宣言の発令に伴う営業時間短縮や外出自粛等の要請期間が長期化しており、幅広い業種の事業者への経済的損失の拡大が予測されることから、市内事業者に対する支援給付金について、対象月や給付額の拡充を行うことで、本市経済の下支えと活力維持を図る。</p>														
	補正内容	<p>○中小企業等緊急支援給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付対象 市内中小企業及び小規模事業者等で、令和3年8月または9月のどちらかの売上高が、前年または前々年と比較し、同月比30%以上減少した事業者 ※8月14日以降の営業時間短縮要請協力金の交付を受けた市内飲食店等を除く</li> <li>給付額 1事業者あたり、20万円以内(比較年の売上高の20%) (千円以下切り捨て)</li> </ul> <p>(参考)緊急事態宣言等の長期化に伴う拡充内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象月を「8月または9月」に拡充</li> <li>給付額を10万円以内から20万円以内に増額</li> </ul>													